



金属労協政策レポート

No.34 2009.6.19

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
編集兼発行人 若松 英幸

2009年政策・制度要求～重点取り組み項目～

要 請

ものづくり教育の強化

2009年5月18日策定

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）

経済危機の下で若年者の採用が抑制の動きが目立っているほか、非正規労働として不安定な職に就き、かつ失業を余儀なくされている若者が多数存在しています。こうした流れは、ものづくり現場における社会的イメージの悪化を招き、子どもたちや若者の「ものづくり離れ」がますます進行していく事態が危惧されます。一方で、中長期的な観点で見ると、ものづくり現場の若者人材不足は深刻な状況となっており、中高年技術者・技能者の引退を控え、わが国経済を根幹から支えてきたものづくり産業の技術・技能の継承・育成が危機的状況に陥ろうとしています。

金属労協は、子どもや若者が積極的にものづくり現場を就職先として選択できるような環境作りにむけ、ものづくりに関する社会的イメージの向上、小・中学校におけるものづくり教育の強化、若者を工業高校、大学の理工系に誘う諸施策の展開を政府に訴えかけていくほか、「若年者トライアル雇用」と「ジョブ・カード制度」を活用する積極的な若者雇用政策の実現を働きかけていきます。

1. 次代のものづくりを担う世代への「ものづくり教育」の強化

◇ ポ イ ン ト ◇

わが国経済を根幹から支えてきたものづくり産業の熟練技術・技能者が大量に退職する時期を迎えています。加えて、グローバル競争の激化、新興国の台頭のなかで、雇用の多様化・流動化の名の下に、長期にわたって技術・技能を蓄積することが困難な非正社員が増加してきたことによって、現場力の低下が叫ばれるとともに、わが国ものづくり産業の技術・技能の継承・育成がきわめて困難な状況に陥っています。また、昨今の経済危機の影響により、次代のものづくりを担う若年者の採用が抑制の動きも

目立ってきたため、技術・技能の継承・育成が危機的状況に陥ろうとしています。こうした流れは、ものづくり現場における社会的イメージの悪化を招き、子どもたちや若者の「ものづくり離れ」がますます進行していく事態が危惧されます。こうした状況を食い止めるため、ものづくりに関する社会的イメージの向上にむけた施策を強化していくことが重要です。

次代を担う子どもたちがものづくりに興味を抱く大切な時期である小学校・中学校教育では、ものづくりの要素を取り込んだ基礎的な能力の育成を図り、同時に働くことの意義や職業適性について考える授業を実施していくことが重要です。ものづくりの重要性がないがしろにされないよう、実践的な「ものづくり体験」機会の拡充を図っていく必要があります。

高校・高等教育においては、学生の理工系・技能系離れが進行しています。こうした流れは、将来的にもものづくり産業において深刻な人材不足を引き起こし、ソフトからハードまで幅広く高度な技術力・技能力・研究開発力を維持しながら、グローバル競争を生き抜いてきたものづくり立国であるわが国経済に大打撃を与える懸念があります。

わが国基幹産業であるものづくり産業を今後とも健全に発展させ、日本経済を支えていくためにも、子どもや若者が就職を意識したとき、積極的にものづくり現場を就職先として選択できるような環境作りが必要であり、長期的な視野に立って、「ものづくり教育」の強化を柱とする戦略的な教育体制の構築が求められます。

具体的な要求項目

①ものづくりに関する社会的イメージの向上

子どもたちや若者が将来、職業としての「ものづくり」に憧れを抱き、ものづくり現場を就職先として積極的に選択するよう「ものづくり」の社会的イメージ向上に向けた施策を強化すること。

具体的には、

- わが国ものづくりの「強み」や「凄さ」、実体経済を根幹から支えているものづくり産業の重要性など、あらゆるメディアを活用し、一般国民に幅広くPRしていくこと。
- 高度熟練技術・技能を有する個人や企業に関する評価の価値について、一般国民の理解促進を図るべく、総合的かつ統一的な基準を設定し、わかりやすい評価・表彰体系を確立すること。
- わが国のものづくり技術者・技能者が活躍している技能オリンピックには、原則満22歳以下の出場年齢制限があるが、高度熟練技術・技能者が子どもたちや若者の憧れの存在となり、世界的にも幅広く認知されるような活躍の場を提供し、個人・集団が年齢制限なしで世界最高の技を競いあう「技能ワールドカップ」を創設するため、国際連携を図ること。

②小学校・中学校における「ものづくり教育」の強化

小学校・中学校のあらゆる教科の授業において、「ものづくり」を強調した授業を実践することにより、コミュニケーション力、チームワーク力、創造力、思考力、集中力、忍耐力、規律性、責任感、ものづくりに対する尊厳、勤労観、伝統美、智慧など、次代のものづくりを担う子どもたちに

不可欠な要素となる基礎的な能力の育成を積極的に行うこと。

とりわけ、職業体験については全国すべての中学校で5日間以上の実施を義務付けるとともに、地域のものづくり現場における職業体験機会の拡充を図ること。

③ものづくりに関する高校・高等教育の充実

高校・高等教育においては、ものづくり産業に必要な不可欠な技術・技能の継承・育成を基本とした若者にとって魅力あるものづくり教育の実現を図ること。

とりわけ、次の施策を早急に検討し、実施すること。

- 「理工系離れ」を食い止め、ものづくり産業に必要な学生を確保していくため、産学官の連携を強化し、優秀な学生に対する授業料の免除制度を創設すること。
- ものづくり現場において貴重な人材となる工業高校卒業生を確保するため、工業高校の施設を利用した小学校・中学校との「ものづくり体験」交流の促進、実践的なインターンシップ促進に向けた企業との連携を強化し、地域のものづくり産業・企業ニーズに合った教育プログラムを策定・推進すること。
- また、工業高校生に対し、返済不要の給付奨学金を創設すること。
- 高校・高等教育において実践的なものづくり授業を実現させるべく、雇用延長者や退職者を含む企業からの熟練技能・技術者の講師派遣を促進させるための政労使による協力体制を整備すること。
- 高校・高等教育の理工系・技能系学科への女子志願者数の増加を図るべく、職業としての「ものづくり」の魅力を生徒に伝えるための「ものづくりキャリア教育」を実施すること。

なお、高校・高等教育の卒業生のエンプロイアビリティを高めるため、仕事や職業に直結した職業教育システムの再構築の検討を開始すること。

④教員の職業訓練実習の促進

すべての教員に対し、最低3カ月以上の、一般の職場における職業経験実習を義務付けること。

また、ものづくり現場での実習機会の拡大を図るため、民間企業への働きかけを強化し、受け入れ先の開拓を積極的に行うこと。

◇ 背景説明 ◇

①ものづくりに関する社会的イメージの向上

(子どもたちの「ものづくり離れ」)

昨今の経済危機により、減産、人員削減、倒産など、ものづくり現場における社会的イメージの悪化が懸念されており、子どもたちや若者の「ものづくり離れ」がますます進行していくことが危惧されます。ある学校調査会社が実施した「小学6年生（男子）のお気に入り仕事人」調査結果をみると、2008年3月時点では、金属産業の職業で唯一「機械に関わる仕事」が10位にランクインしていましたが、経済危機後の2009年3月調査では、金属産業に関わる職業がランク外となり、逆に「医師」、「学校の先生」、

「動物園スタッフ」などが10位以内にランクインする結果となっています。また他の民間教育機関の調査をみても、職業を強く意識するようになる中学生・高校生の「なりたい職業」(図表1)では、金属産業関連は男子において「技術者・エンジニア・整備士」や「車の整備士・カーデザイナー」が10位以内にランクインしているのみとなっています。小学生・中学生は、テレビや漫画などのメディアに影響を受けやすく、また、高校生は堅実で安定した公務員などの職業を希望する傾向が現れています。そのことが将来なりたい職業の意識にも大きな影響を与えているものと思われます。子どもたちや若者が将来、職業としての「ものづくり」に憧れを抱き、ものづくり現場を就職先として積極的に選択するよう「ものづくり」の社会的イメージ向上が必要であり、わが国ものづくりの「強み」や「凄さ」、实体经济を根幹から支えているものづくり産業の重要性など、あらゆるメディアを活用し、幅広くPRしていくことが重要です。

図表1 中学生・高校生のなりたい職業ベスト20位

中学生・男子(2278人)		人	%	中学生・女子(2254人)		人	%
1	野球選手	85	3.7	1	保育士・幼稚園の先生	218	9.7
2	サッカー選手	51	2.2	2	看護師	86	3.8
3	学校の先生	50	2.2	3	マンガ家・イラストレーター	85	3.8
4	医師	40	1.8	4	芸能人(歌手・声優・お笑いタレントなど)	76	3.4
5	公務員	38	1.7	5	美容師・理容師	75	3.3
6	技術者・エンジニア・整備士	31	1.4	6	学校の先生	56	2.5
7	車の整備士・カーデザイナー	30	1.3	7	動物の訓練士・動物園などの飼育員	45	2.0
8	ゲームクリエイター・ゲームプログラマー	29	1.3	8	ケーキ屋・パティシエ	40	1.8
8	芸能人(歌手・声優・お笑いタレントなど)	29	1.3	9	ファッションデザイナー・デザイナー	35	1.6
10	法律家(弁護士・裁判官・検察官)	26	1.1	10	通訳・翻訳	27	1.2
11	研究者・大学教員	25	1.1	11	獣医師	25	1.1
11	調理師・コック	25	1.1	12	介護福祉士・ホームヘルパー	23	1.0
13	コンピュータープログラマー・システムエンジニア	24	1.1	13	調理師・コック	22	1.0
14	サラリーマン	21	0.9	14	トリマー	21	0.9
15	警察官	19	0.8	14	警察官	21	0.9
15	消防士(レスキュー・救急救命士)	19	0.8	16	作家・小説家	20	0.9
15	電車(鉄道運転士・車掌)	19	0.8	17	薬剤師	19	0.8
15	大工	19	0.8	18	フライトアテンダント	16	0.7
19	バスケット選手	18	0.8	19	美術家(画家・カメラマン)	15	0.7
20	建築家	17	0.7	20	ネイル・メイクアーティスト	14	0.6

高校生・男子(3170人)		人	%	高校生・女子(2853人)		人	%
1	学校の先生	211	6.7	1	学校の先生	177	6.2
2	公務員	150	4.7	2	保育士・幼稚園の先生	173	6.1
3	医師	91	2.9	3	看護師	157	5.5
4	理学療法士・臨床検査技師・歯科衛生士など	67	2.1	4	薬剤師	90	3.2
5	薬剤師	65	2.1	5	理学療法士・臨床検査技師・歯科衛生士など	82	2.9
6	警察官	60	1.9	6	公務員	75	2.6
7	研究者・大学教員	53	1.7	7	医師	61	2.1
8	技術者・エンジニア・整備士	47	1.5	8	栄養士	48	1.7
9	法律家(弁護士・裁判官・検察官)	39	1.2	9	介護福祉士・ホームヘルパー	45	1.6
9	消防士(レスキュー・救急救命士)	39	1.2	10	カウンセラー・臨床心理士	44	1.5
11	芸能人(歌手・声優・お笑いタレントなど)	38	1.2	11	美容師・理容師	42	1.5
12	コンピュータープログラマー・システムエンジニア	36	1.1	12	芸能人(歌手・声優・お笑いタレントなど)	37	1.3
13	車の整備士・カーデザイナー	32	1.0	13	マンガ家・イラストレーター	36	1.3
14	建築家	30	0.9	14	法律家(弁護士・裁判官・検察官)	35	1.2
15	保育士・幼稚園の先生	29	0.9	15	フライトアテンダント	29	1.0
16	調理師・コック	28	0.9	16	警察官	26	0.9
17	介護福祉士・ホームヘルパー	24	0.8	17	通訳・翻訳	25	0.9
18	獣医師	22	0.7	17	研究者・大学教員	25	0.9
18	公認会計士・税理士	22	0.7	17	グラウンドホステス	25	0.9
18	スポーツトレーナー・インストラクター	22	0.7	20	観光業	24	0.8

資料出所:ベネッセ教育研究開発センター「第1回子ども生活実態基本調査報告書」(2005)より

(高度熟練技術・技能の社会的地位の向上)

現在、ものづくり技術・技能者を対象とした様々な評価・顕彰制度があり、その地位向上に一定の役割を果たしていますが、それぞれの制度で対象や目的が異なり（図表2）、一般国民をはじめ、子どもたちや若者にとって、どのように評価すればよいのか判断が難しいことも事実です。従って、ものづくり技術・技能に関する総合的・統一的な評価基準を設定し、技術・技能者を認定するわかりやすい評価・表彰体系を確立し、一般の人々にとってわかりやすいものとしていくことが重要です。

図表2 ものづくり技術・技能者評価・表彰制度の例

ものづくり日本大賞	2005年にスタートした総理大臣表彰。日本の文化や産業を支えてきた「ものづくり」を新しい時代に継承・発展させていくため、その最前線で活躍する人々を顕彰し、広く世の中に伝えるために創設された賞。「世界初」「世界一」という形容にふさわしい数々の技術や製品が主な対象。主催は、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省および社団法人機械工業連合会。実施は2年に1回。
現代の名工 (卓越した技能者の 表彰制度)	卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位および技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望をもって技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的とした表彰制度。1967年以降毎年実施、厚生労働大臣表彰。第39回(2005年度)に年齢制限を撤廃。
地域マイスター	(例)「かわさきマイスター」:川崎市では、1997年度から、「手」や「道具」等を駆使し、極めて優れた技術技能を発揮して市民生活を支える「もの」をつくりだしている現役の技術・技能職者を「かわさきマイスター」に認定し、その「技」を次世代へ継承することや振興活動を支援。
ユニバーサル技能 五輪国際大会	22歳以下(一部の職種を除く)の若い世代の技能者が世界のトップをめざして競う職業技能の祭典。国内大会を勝ち抜いた日本選手をはじめとする約60カ国・地域の技能者が集まり、80程度の職種(種目)で技能を競う。1950年よりほぼ2年に1度開催。

資料出所:各省資料よりJC政策局で作成。

また、プロスポーツ選手の国際大会での活躍に子どもたちが憧れるように、ものづくり技術・技能についても、年齢制限のない個人・集団が世界最高の技を競う「技能ワールドカップ」を開催することにより、ものづくり技術・技能者の社会的地位向上と、子どもや若者が将来ものづくりを職業として積極的に選択する環境づくりに大きく寄与していくものと考えます。

②小学校・中学校における「ものづくり教育」の強化

(理数系学習到達度の国際比較)

2006年「OECD生徒の学習到達度調査(PISA(注))」の結果では、日本の15歳児の理科学習環境について、

- 日本の生徒は、「対話を重視した理科の授業」や「モデルの使用や応用を重視した理科の授業」などの教授学習活動はあまり活発に行われていない。
- 科学に関連した職業に就くための準備としての学校の有用性について、「私の学校の理科の授業では、多くの異なる職業に就くための基礎的な技能や知識を生徒に教えている」などの質問項目に肯定的に回答した日本の生徒の割合が少ない。

との課題が指摘されています。

これらの課題は、社会人・職業人に必要な能力にかかわるほか、ものづくり基盤技術を司る基礎中の基礎にかかわる課題であり、読解力の向上、数学的・科学的活用力の向上、理科への関心・意欲を高め

るため、子どもたちが興味を抱く実践的な教育内容を強化していくことが重要です。

(注) PISA調査では、義務教育修了段階の15歳児が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかどうかを評価。2006年調査は、科学的リテラシーが中心分野。

(職業体験の実施状況)

国立教育政策研究所の調査によると、2007年度に職場体験を実施した全国の公立中学校数は10,089校中9,667校と、高い実施率(95.8%)を示していますが、「キャリア・スタート・ウィーク」(子どもたちの勤労観、職業観を育てるために、中学校において5日間以上の職場体験を行う学習活動)に該当するものは、そのうち2,050校(21.2%)にすぎません。文部科学省は、2007年度までに全国の公立中学校約1万校において「キャリア・スタート・ウィーク」を実施することを目指していましたが、広がりを見せていないのが現状です。また、国立、私立中学校における職業体験実施状況をみると、それぞれ、57.0%、19.6%と公立中学校に比べ取り組みが遅れています。職業体験については全国すべての国立、公立、私立中学校において5日間以上の実施を義務付けるとともに、地域のものづくり現場における職業体験機会の拡充を図ることが重要です。

③ものづくりに関する高校・高等教育の充実

(理工系離れの現状)

大学における理工系離れ(図表3)が進行しており、大きな課題となっています。特に、工学部離れは顕著であり、2008年度の大学入試時の工学部志願者数は5年前(2004年度)の約3割減、ピーク時(1992年)の約6割減と、大幅に減少しており、ものづくり研究開発現場では、適正な人材確保に懸念を抱えるところとなっています(図表4)。諸外国では、すぐれた理工系人材の育成・確保を科学技術振興施策の中核として位置づけ、各国の現状や課題に即した様々な取り組みを推進しています(図表5)。

図表3 大学における理工系離れ
大学の関係学科・専攻分野別学生の構成

【学部学生】

年	関係学科別学生の構成比			
	理工系	人文・社会系	農医歯薬学系	その他
1998年	22.9%	56.5%	7.2%	13.2%
2008年	19.6%	51.4%	7.7%	21.4%

【大学院修士課程】

年	専攻分野別学生の構成比			
	理工系	人文・社会系	農医歯薬学系	その他
1998年	51.9%	22.8%	8.7%	16.5%
2008年	47.8%	19.1%	9.8%	23.3%

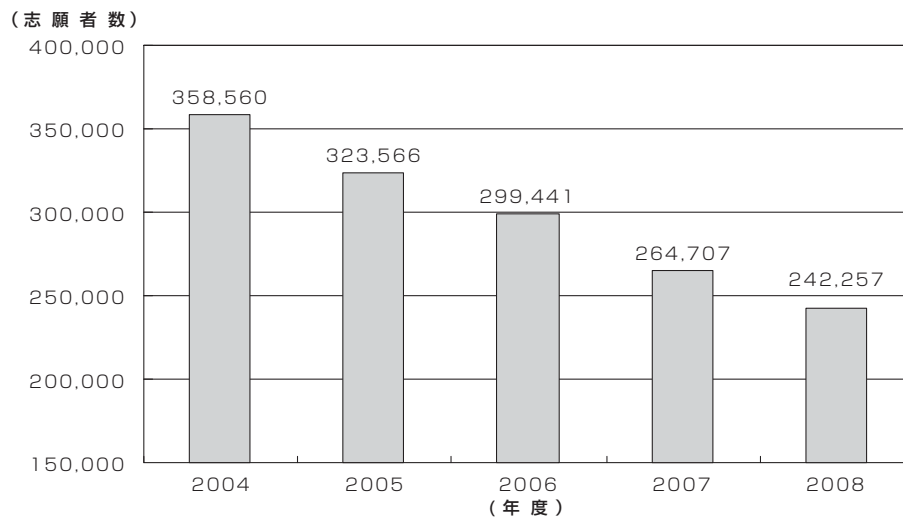
【大学院博士課程】

年	専攻分野別学生の構成比			
	理工系	人文・社会系	農医歯薬学系	その他
1998年	31.1%	20.2%	38.5%	10.2%
2008年	25.7%	20.0%	34.0%	20.3%

資料出所：文部科学省「平成20年度学校基本調査報告」よりJC政策局で作成。

*「その他」には、家政、教育、芸術などが含まれる。

図表4 大学入試時における工学部への志願者数の推移



資料出所: 文部科学省「学校基本調査報告」よりJC政策局で作成。

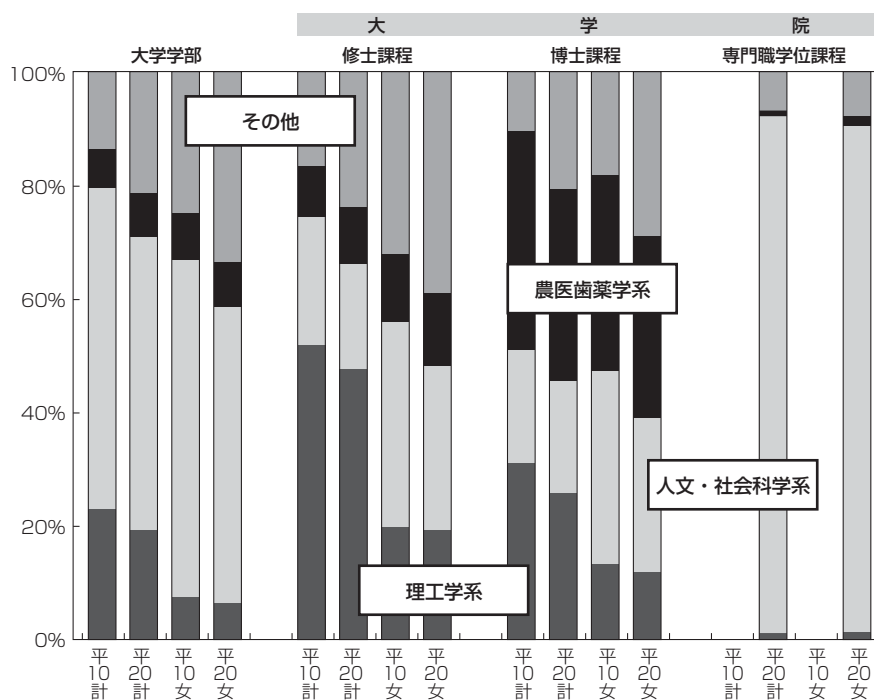
図表5 諸外国における科学技術振興に向けた人材確保戦略

国・地域	施策
アメリカ	「米国競争力イニシアチブ」において、人材育成・獲得の方策として、小中高等学校における数学・理科教育の充実と、世界中の優秀な人材をアメリカにひきつけ引きとどめるための入国管理制度の改革等の方針を示している。
イギリス	2004年に策定した今後10年間の科学技術への投資計画「科学とイノベーション・2004-2014年の投資フレームワーク」において、科学者、エンジニア、技術者の供給増を目標のひとつとして掲げ、科学教師等の質や学生の科学の成績の向上、研究開発職を選ぶ質の高い学生の比率の向上等に取り組むこととしている。
ドイツ	国際的な影響力を持ち優秀な頭脳を誘致できるエリート大学の育成を図るため、2006年より大学等に対する助成プログラム「エクセレンス・イニシアティブ」を開始し、若手研究者育成のための約40の大学院を支援するプログラム等を実施している。
EU	第7次研究枠組計画(2007~2013)における研究者の流動性向上のための「マリー・キュリー事業」の推進とともに、EU域内の教育研究拠点として欧州工科大学院の設立を検討している。
中国	約100の大学を重点的に支援し、人材育成を含む科学技術の基盤整備を図る211プロジェクト等を実施するとともに、海外留学生の本国への呼び戻し政策や国際的研究者の招へい等を推進してきた。2006年には、新たに111プロジェクト(100の世界最高レベルの大学等から1,000人以上の科学者を招へいし、国内の優秀な研究者との共同による研究拠点を国内の大学等100か所に形成)を立ち上げ、世界トップレベルの研究拠点形成の取り組みを推進している。

資料出所: 文部科学省「科学技術白書」平成19年度版よりJC政策局で作成。

男女比で理工系学部に進学する割合(図表6)をみると、女性の理工系学部への進学割合は男性に比べ低いほか、減少傾向にあります。また、技能系についても女性の進出が遅れています。こうしたことから、理工系・技能系学科への女子志願者数の増加を図るべく、職業としての「ものづくり」の魅力を女子生徒に伝えるための「ものづくりキャリア教育」を実施することが必要であると考えます。

図表6 大学の関係学科・専攻分野別学生の構成



資料出所: 文部科学省「平成20年度学校基本調査」より。

(工業高校数・卒業生数の減少)

工業をはじめとする職業専門高校は、企業における中堅技術者などわが国の産業経済の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしてきましたが、現在では、専門高校を卒業した生徒の進路状況を見ると、2006年3月卒業者のうち、大学などへの進学者が19.8%、専門学校などへの進学者が24.5%となっており、就職者は48.9%にとどまり、仕事や職業に直結しているとはいえない状況にあります。

金属労協が2008年8月にまとめた「ものづくり現場の若者雇用に関する状況調査」では、技能系若手正社員として採用したい人材を学歴別にみると、「工業高校新卒」との回答が圧倒的多数（96.8%）を占めました。しかし、工業科のある高校数ならびに生徒数の推移を見ると、ピーク時の1965年度の925校、62.4万人から、2007年度には726校、27.9万人（前年比31校減、1.1万人減）にまで激減しています。今後、不況の間の採用抑制により、若者の「製造業離れ」がさらに増幅され、若者の間でものづくり産業がサービス業、小売業などと比べて、就職の対象として意識されにくくなっていくことが懸念されています。次代を担うものづくり現場での人材を確保していくためには、工業高校の特色を生かし、科学技術の進歩、産業構造の複雑化などに対応した、子どもたちにとって魅力ある学校づくりを行っていく必要があると同時に、家庭の所得に応じた返済不要の給付奨学金を創設することが求められます。

(仕事や職業に直結する教育システムの構築)

政府内においては、工業高校、商業高校など職業専門高校への入学志願者が減り続け、また、学校現場での学習と就きたい仕事とが一致せず、若者の離職率が高まる傾向も見られることから、職業専門高

校を、3年間の教育課程に加え、さらに2年間の新たな高等教育課程を加える案も検討され始めています。

わが国においては、超少子化のなかで、財政面も含め厳しい学校運営を強いられています。次代のものづくりを担う適正な生徒数の確保や、技術・技能系の学科・学校の地位向上に向け、産学官の連携を図るとともに、職業専門高校、高等専門学校、大学などを含め、職業教育システムや戦略の再構築を検討していく必要があります。

②教員の職業経験実習の促進

2006年度の教員による1カ月以上の職業経験実習（長期社会体験研修）の実績は1,001名（うち民間企業への派遣は697名）にとどまっており、2005年度実績（1,174名）から減少しています。（図表7）

図表7 教員の長期社会体験研修の実施状況（2006年度）

実施 県市数	派遣人員(人)				
	合計	民間企業	社会福祉施設	社会教育施設	その他
63	1,001	697	122	90	90

資料出所：文部科学省

文部科学省は、教員からの評判も良いことから、同長期研修を拡充する意向を示していますが、

○教育委員会としては、企業での経験実習は重要であるが、学校の校務が多忙化し、長期間の研修は困難となってきており、また校長の理解もなかなか得にくい。

○1カ月以上の研修の場合の代替教員の経費が、県の財政状況（1/3は国、2/3は県の負担）のため、捻出が難しくなっている。

などの理由から、現実には進展していない現状にあります。

次代を担う子どもたちへのキャリア教育が重要視されているなかで、教員一人ひとりの職業知識・資質の向上を図っていく必要があります。学校、教育委員会、地域企業がともに連携しながら、職業経験実習をすべての教員に義務づけていくことが重要であると同時に、ものづくり現場での受け入れ促進にむけた働きかけを強化していくことが不可欠です。

2. ものづくり現場力を高めるための若者雇用政策の推進

◇ ポ イ ン ト ◇

グローバル競争の激化、新興国の台頭のなかで、雇用の多様化・流動化の名の下に、長期にわたって技術・技能を蓄積することが困難な非正社員が増加してきた結果、現場力の低下が叫ばれるようになってきました。また、経済情勢の悪化により、若者の新規採用が抑制されているため、わが国ものづくり産業の技術・技能の継承・育成がきわめて困難な状況に陥っています。

わが国の基幹産業であるものづくり産業が、今後も国際競争を勝ち抜いていくためには、ものづくりを支える現場力の強化が不可欠であり、そのためには、「ものづくりは人づくり」といわれるように、まずは不況下においても、若手人材を適正に確保し、これまで培ってきた高度な技術・技能を継承・育成していかななくてはなりません。

ものづくり現場力を高め、高度な技術・技能の担い手となる若者の長期安定雇用を促進していくためには、機動的かつ実効的な若者雇用政策を推進することが重要であり、一定の成果をあげている「若年者トライアル雇用」制度の拡充や、正社員経験の少ない非正規労働者の正社員就労促進に大きな役割を果たすことが期待されている「ジョブ・カード」制度の運用改善を図っていく必要があります。

具体的な要求項目

①機動的かつ実効的な若者雇用政策の推進（緊急）

ものづくり現場力を高め、高度な技術・技能の担い手となる若者の長期安定雇用を促進していくため、機動的かつ実効的な若者雇用政策を推進すること。

とくに、若年者トライアル雇用、ジョブ・カード制度の活用促進・運用改善に向けて、あらゆる手段を総動員すること。

具体的には、

- 企業における「若年者トライアル雇用」の活用促進に向け、広報活動を強化するとともに、奨励金の増額、年齢・対象制限の撤廃など、「トライアル雇用」制度全体の拡充を図る。
- 企業や労働組合が、非正規労働者に対してジョブ・カード作成を呼びかけるよう、広報活動を進める。
- 緊急人材育成・就職支援基金（仮称）については、可能な限り利便性の優れた仕組みとすること。

◇ 背 景 説 明 ◇

①機動的かつ実効的な若者雇用政策の推進

（若年者トライアル制度の拡充）

若年者トライアル雇用では、同制度を利用したフリーターなどの若者（35歳未満）の80%が、常用雇用に移行しているなどの成果をあげています。2006年度は約4万8千人、2007年度は約4万2千人がト

ライアル雇用を開始し、いずれも8割が常用雇用に移行するなどの成果をあげており、非正規労働者の正社員としての就労促進にきわめて重要な役割を果たしています。しかし、金属労協が2008年8月にまとめた「ものづくり現場の若者雇用に関する状況調査」では、中途採用において有効活用されるべき「若年者トライアル雇用」の認知度は61.6%にとどまり、活用状況も3件と芳しくなく、行政による周知・浸透が徹底されていない結果となりました。

また、「トライアル雇用」全体としては、その対象者が①45歳以上65歳未満の中高齢者（原則として雇用保険受給資格者）、②40歳未満の若年者等、③母子家庭の母等、④季節労働者、⑤中国残留邦人等永住帰国者、⑥障害者、⑦日雇労働者、住居喪失不安定就労者・ホームレスとなっていますが、40歳以上45歳未満の者が対象から外れているため、対象・年齢制限の撤廃を図るべきです。経済情勢の悪化とともに、企業の利用が落ち込むことも懸念されますので、トライアル雇用制度の拡充をはかると同時に、ハローワークとして、積極的に利用拡大を推進すべきです。

現行の「トライアル雇用」と、金属労協が提案する制度充実後のイメージ

	現行の「トライアル雇用」	充実後のイメージ
事業主体	国	国、地方公共団体、NPO
目的	事業者が対象者を一定期間試用雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、試用雇用後の常用雇用への移行を図る。	
雇用先	制限なし	
対象者・年齢制限	①45歳以上65歳未満の中高齢者（原則として雇用保険受給資格者）、②40歳未満の若年者等、③母子家庭の母等、④季節労働者、⑤中国残留邦人等永住帰国者、⑥障害者、⑦日雇労働者、住居喪失不安定就労者・ホームレス	対象・年齢制限の撤廃
手続き機関	ハローワーク	
制度紹介手法	ハローワークへ求職登録を行っている求職者に紹介。	【日雇労働者・フリーター等へ】左記に加え、地方公共団体・ハローワーク職員やNPOが対象となる者に巡回し、周知・紹介・手続き支援。 【事業者へ】中小企業におけるものづくり現場など、とくに人材不足の事業者に対し、地域の経営者団体等を通じて制度の周知徹底。
求人票記載	「トライアル雇用」	
試用雇用期間	3カ月	原則3カ月以内 (職種により柔軟に期間を設定)
事業者への奨励金	対象者1人1か月につき40,000円の奨励金を最大3カ月支給。 (財源：雇用保険二事業)	対象者1人1か月につき50,000円の奨励金を試用雇用期間中。(改正前の水準に戻す。) (財源：雇用保険二事業)
事業者による計画書の提出	「トライアル雇用実施計画書」(指導・訓練内容、常用雇用への移行要件)の提出。	「トライアル雇用実施計画書」(指導・訓練内容、常用雇用への移行要件)の提出。
対象者への生活支援(生活資金・住居)	(なし) * 社会福祉協議会の行っている生活福祉資金の活用。 * 「住居喪失不安定就労者サポートセンター」(東京、大阪、愛知)の活用。	下記の事項に関し、トライアル雇用とセットでワンストップサービスを実施する。 【生活資金支援】 最初の賃金が支払われるまでの間、必要な場合には、「ジョブ・カード」制度における生活資金融資制度や、社会福祉協議会の行っている生活福祉資金による生活資金の貸付を行う。 【住居支援】 地方公共団体による借上げ住宅の準備。試用雇用期間中の入居者負担額は月3,000円程度とし、常用雇用移行後は随時転居。

(ジョブ・カード制度の運用改善)

ジョブ・カード制度については、正社員経験の少ない非正規労働者の正社員就労促進に大きな役割を果たすことが期待されます。しかしながら、2008年4月の開始以来、離職者が大量に発生しているにもかかわらず利用状況は芳しくなく、ジョブ・カード交付件数は2008年度の想定10万件に対して、4～2月の実績で54,740件に過ぎません。制度の周知徹底、利用促進に全力をあげるとともに、対象者や民間企業から事情を聴取し、制度・運用の改善を進めるべきです。